

塾生限定！！ 慶應義塾大学 学生総合センター企画 福澤諭吉先生ゆかりの地を旅するー京都・大阪ー

ポイント

- ★その1 『福翁自伝』に記された、大阪修業時代の街並みを巡り、追体験！
- ★その2 福澤の師である緒方洪庵と学びの場であった適塾について知り、志を感じる！
- ★その3 福澤門下生であった小林一三・武藤三治の業績を知り、独立自尊の人材とは何かを考える。

日	日程表	食事条件
2019年3月4日(月)	京都駅で現地集合 9:30 ◎慶應義塾跡地記念碑(見学) 10:20 京都市内(昼食) 11:30 ◎京都学校歴史博物館 12:50 ◎国民会館(武藤三治記念室) 13:50 ◎大阪歴史博物館 15:15 ◎龍海寺(緒方洪庵夫妻墓所) 16:40 大阪泊 17:30 17:45 宿泊：三井ガーデンホテル淀屋橋	朝食＝× 昼食＝○ 夕食＝○
2019年3月5日(火)	(日中：9:00～17:00) ★緒方洪庵と福澤諭吉のゆかりの地を散策(徒歩・公共交通機関利用) ◎適塾・○福澤諭吉誕生記念碑・○大阪慶應義塾記念碑・○大阪企業家ミュージアム など ※スケジュールの詳細は後日参加者にお知らせします！ 宿泊：三井ガーデンホテル淀屋橋	朝食＝○ 昼食＝○ 夕食＝○
2019年3月6日(水)	大阪 9:15 ◎阪急文化財団(小林一三記念館・逸翁美術館) 10:00 13:30 新大阪駅で現地解散 16:00	朝食＝○ 昼食＝○ 夕食＝×

※当日の交通状況により、変更になる場合がございます。
 ※ご集合は京都駅・解散場所は新大阪駅になります。(集合場所までの交通費・解散場所からの交通につきましては各自でご手配ください)



◎：入場観光、○：下車観光 = 貸し切りバス -- JR

講師 山内 慶太(やまうち けいた)
 看護医療学部・大学院健康マネジメント研究科教授。博士(医学)。慶應義塾福澤研究センター所員。福澤諭吉協会理事。著書に『福澤諭吉歴史散歩』『慶應義塾歴史散歩全国編』『同キャンパス編』(共著、慶應義塾大学出版会)等。

旅行期間 2019年3月4日(月)～3月6日(水)3日間

募集開始 2018年12月21日(金)
 ※ツアー定員35名になり次第締切ります。

旅行代金 お一人様10,000円
 ※京都駅まで、新大阪駅からの交通費は自己負担となります。

添乗員 全行程同行 **最少催行人員** 15名

【旅行代金に含まれるもの】①交通費：日程表に記載されたバス代金。(有料道路代含む)
 ②食事代金：朝食2回・昼食3回・夕食2回 ③観光代金：日程表に記載された観光時のガイド代、入場料金 ④宿泊代金：日程表に記載された宿泊代金(1名1室シングル洋室利用バス・トイレ付)
 ⑤国内旅行障害保険料(死亡・後遺障害保険料400万円、個人賠償責任保険料1億円、携行品損害保険料5万円) ⑥添乗員同行経費
 ※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻しいたしません。
 【旅行代金に含まれないもの】上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。

参加条件 慶應義塾大学
 通学課程正規生であること。
取消料 2019年2月12日(火)以降に取消料が発生します。

①集合場所までと解散場所からの交通費 ②傷害、疾病に関する医療費

利用予定バス会社 近鉄バス、奈良交通、奈良観光バス

食事条件 朝食2回、昼食3回、夕食2回

【旅行企画・実施】(お問い合わせ・お申込先) **株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 湘南支店**

■お申込方法

- (1)裏面のお申込書にご記入の上、左記へ送付もしくはFAXください。
- (2)申込書送付後3営業日以内に旅行代金10,000円を下記口座へお振込みください。

振込口座：三菱UFJ銀行 振込第二支店(普) 8654466
 株式会社近畿日本ツーリスト首都圏

企画協力：慶應義塾大学学生総合センター
 企画に関する問合せ先：mita-gksb-seikatsu@adst.keio.ac.jp

〒254-0035 神奈川県平塚市宮の前1-13 甲南アセット平塚ビル9階
 観光庁長官登録旅行業第2053号 一般社団法人日本旅行業協会正会員
 旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員
 TEL: 0463-23-2811 FAX: 0463-22-0895
 担当：吉松・安藤
 営業日・営業時間：月～金 09:00～17:30(土日祝日休み)
 *休業日と営業時間外の取消・変更のお申込には対応ができませんので、翌営業日の受付となります。
 総合旅行業務取扱管理者：小泉智慎、玉田勝司
 *総合旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。
 *詳しい旅行条件を説明した書面(パンフレット)をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。

学生総合センター企画

FAX : 0463-22-0895

福澤先生ゆかりの地を旅する一京都・大阪一

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 御中

年 月 日記入

下記、旅行条件の記載内容に同意します。また、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内での運送・宿泊機関、

本ツアーで提携の団体・企業への個人情報の提供について同意の上、上記の旅行に申し込みます。

学部 研究科		学科 専攻	フリガナ
学籍番号	年	氏名	男 女
	生年月日	西暦	年 月 日 (歳 才)
現住所 〒			
電話番号 :		携帯電話 :	
E-mail :		@	
緊急連絡先 氏名 :		京都駅集合・新大阪駅解散 旅行代金 10,000円	
電話番号 :			
続柄 :			

ご旅行条件書(国内旅行)抜粋

お申込みの際には詳しい国内募集型企画旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容ご確認の上、お申込みください。

■お申し込み

- (1)申込書に必要事項を記入の上、ご郵送ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。
*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合キャンセル扱いとします。(キャンセルされる場合は、ご連絡をお願いします。)
- (3)身体に障害をお持ちの方、健康を害している方、妊娠中の方、補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。
- (4)15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書とします。(但し一部のコースを除きます。)
- (5)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- (6)本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受理した日とします。

- (7)通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金(一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

- ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
- ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
- ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出があった日となります。

- 旅行代金・追加旅行代金
申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。取消料は旅行代金から旅行傷害保険料(15%)を引いた額が取消料算定基準となる旅行代金となります。

- 確定日曜表
確定した宿泊ホテル名などが記載された確定日曜表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

- 旅行契約の解除・代金の変更
(1)当社は天災地変、戦乱、暴動、暴走、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたるとお知らせします。

- 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の 20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の 30%
旅行開始日の前日	旅行代金の 40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の 50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

※旅行に関わる保険料は、保険有効前の旅行取消しの場合には全額返金致します。旅行取消料の対象とはなりません。

- ①当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。
- 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)
①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1~8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日曜表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- 当社による旅行契約の解除
次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例外)
①お客様が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日以前から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は入15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、暴走、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により1万円~5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合には限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基準となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った範囲に限りません。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外の間における直行便の乗継便又は經由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交渉

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。
■事故等の申し出について
旅行中、事故などが生じた場合は、直ちに最終日曜表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

■個人情報の取扱いについて

- (1)当社は、お申込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関等に対し、お客様の氏名、性別、年齢、電話番号をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。
- (2)当社およびご旅行をお申込んだりいただいた受託旅行業者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、旅行手配およびお客さまとの連絡等のために必要な範囲内で、運送・宿泊機関、ツアーで提携の団体・企業(イベント主催会社等を含む)に提供いたします。
- (3)当社、当社のグループ企業および当社と提携する企業等が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
- (4)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によりします。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページhttp://www.knt.co.jpからもご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。